

安平町既存住宅耐震診断等費用補助金交付制度 のご案内

町内にある既存住宅の耐震診断、補強設計および耐震改修工事を行う方に対し、その費用の一部を補助します。

受付期間

4月1日(木)～9月30日(木)

※先着順で申請を受け付けます。また、予算額に達した場合は、受付期間前に終了することがあります。

対象住宅

- ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- ・申請年度までに完了する工事であること
- ・建築基準法その他関係法令に違反していないこと

対象者

- ・町内に住所を有し、対象住宅を所有かつ居住する個人
- ・町に納付すべき町税等を滞納していないこと

補助金額

- ・耐震診断 耐震診断に係る経費の2/3(上限89,000円)
- ・補強設計 補強設計に係る経費の2/3(上限100,000円)
- ・耐震改修工事 耐震改修工事[※]に係る経費の23%(上限822,000円)

※外壁・屋根・断熱等の付帯工事については、耐震改修工事を行うために必要な範囲のみ対象。ただし、従前と同等の仕様であることが条件になります。

その他

耐震診断を行う者は、建築士の資格を有し、かつ北海道の耐震診断・耐震改修技術者名簿において耐震診断の講習区分で登録しているもの、または耐震改修促進法施行規則第5条第1項各号に掲げる耐震診断資格者である必要があります。

申請に必要な書類

- ・安平町既存住宅耐震診断等費用補助金交付申請書(様式第1号)
- ・住民票の写し ・登記事項証明書(建物) ・納税証明書
- ・位置図、配置図、平面図等 ・見積内訳書
- ・耐震診断報告書(様式第2号)(補強設計・耐震改修工事を行う場合)
- ・改修計画書(様式第3号)(耐震改修工事を行う場合)

問合せ

建設課施設グループ ☎ 2516



【広報笑顔(スマイル)】

発行/安平町

企画・編集/総務課情報グループ

☎ 059-1595 安平町早来大町95番地

(☎ 2511・FAX 2026)

安平町ホームページ

<https://www.town.abira.lg.jp>

安平町フェイスブック公式ページ

<https://www.facebook.com/town.abira>

乗って守ろう・まちづくりに活かそう！
賢く上手な公共交通の組合せ利用を

- ▶ JR(都市への速やかな移動に)
- ▶ あつまバス(隣接市への移動に)
- ▶ 循環バス(町内4地区を跨ぐ移動に)
- ▶ デマンドバス(予約制・自宅から街中停留所までの小地域内の移動に)
- ▶ ハイヤー(自由度の高い公共交通)



みんなで乗れば、
未来が変わる。

[役場相談窓口] 地域推進課地域推進グループ ☎ 29-7083